

重要事項説明書

介護老人保健施設ローズガーデンM.K.のご案内

(2025年9月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ローズガーデンM.K.
- ・開設年月日 平成11年2月1日
- ・所在地 福岡市東区名子1丁目1-5
- ・電話番号 092-691-8881 FAX 番号 092-691-8887
- ・管理者名 関 雅彦
- ・介護保険指定番号 5134 介護老人保健施設(4050380130号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ローズガーデンM.K.の運営方針]

- ・質の高い総合的なケアサービスを目指します。
- ・入所や利用する方々を尊重し、個々に適したサービスを提供致します。

*介護理念

～笑顔とサービス まごころ添えて一つ上いく快適介護～

(のんびり ゆっくり その人のペースにあわせて)

- ・リハビリテーション施設として生活機能向上を目標し集中的な維持期リハビリテーションを行います。
- ・在宅復帰施設・在宅生活支援施設として、早期在宅復帰に努め自立した在宅生活が出来るよう総合的に支援いたします。
- ・地域に開かれた施設を目指します。

(3) 施設の職種・員数

①管理者 (医師)	常勤	1名	
②事務長	常勤	1名	
③看護師長	常勤	1名	
④介護士長	常勤	1名	
⑤看護職員	常勤	9名以上	夜勤 1名
⑥介護職員	常勤	25名以上	夜勤 4名
⑦支援相談員	常勤	1名以上	
⑧理学療法士・作業療法士	常勤	3名以上	

⑨管理栄養士	常勤	1名
⑩介護支援専門員	常勤	1名
⑪事務職員	常勤	1名 非常勤1名
⑫介護補助職員	非常勤	2名以上

(4) 職務の内容

- ①管理者は、介護老人保健施設の管理運営及び従業者の総括監督、指示を行います。
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- ②事務長は、理事長・施設長の補佐として管理運営及び人事管理を行います。
- ③看護師長は、入所・利用者の看護に関する事項の統括管理及び看護職員を指導監督すると共に、資質向上に向けて教育指導・労務管理を行います。
- ④介護士長は、入所・利用者の介護に関する事項の統括管理及び介護職員を指導監督すると共に、資質向上に向けて教育指導・労務管理を行います。
- ⑤看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、看護師長の指示及び利用者の施設介護サービス計画に基づく看護を行います。
- ⑥介護職員は、介護士長の指示及び利用者の施設介護サービス計画に基づく介護を行います。
- ⑦支援相談員は、利用者の栄養管理及びその家族からの相談・苦情に適切に応じるとともに利用者の入退所に関する業務（カルテ整理を含む）個人情報保護法に関する事項を担当します。また、市町村・他施設・事業所との連携を図る他、空床管理を行います。
- ⑧理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに機能訓練や介護予防のための運動機能向上の実施・評価及び指導を行います。
- ⑨管理栄養士は、利用者の栄養管理・栄養ケアマネジメント等を行います。
- ⑩介護支援専門員は、施設介護サービス計画作成・評価及び入所者、家族との面接担当者会議を定期的に開催します。
- ⑪事務職員は、介護報酬請求業務に関する事項、物品・消耗品請求事務及び小口会計業務・給与計算資料作成を行います。その他接客応対及び事務上必要な業務を行います。
- ⑫介護補助職員は、清掃及び介護職員の補助を行います。

(5) 職員の勤務時間 週40時間

日勤	8:30～17:15	(休憩 45分)
早出	7:30～16:30	(休憩 60分)
遅出	10:00～19:00	(休憩 60分)
夜勤	17:00～ 9:00	(休憩 120分)
半日	8:30～12:30	

(6) 入所定員等 ・定員 100名 (内 認知症介護専門棟 50名)

・療養室	2階認知症専門棟	個室 6室、4人室 11室
	3階	個室 6室 4人室 11室

(7) 通所定員 30名 (月～金・祝日含む) 時間延長サービス有り

リハビリテーションマネジメントケア及び短期集中リハビリテーション及び個別リハビリテーション等実施

2. サービス内容

施設サービス計画の立案及び実施・評価：

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すればより快適に過ごして頂き、ご本人の能力に応じた日常生活が送れるか、施設サービス計画に基づいて支援致します。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって介護支援専門員が作成しますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また計画の内容について同意・署名を頂き作成した計画書をお渡し致します。更に3ヶ月毎に見直しをして上記と同様の手順で、同意・署名・捺印を頂きます。

リハビリテーション計画の立案及び実施・評価：

当施設での機能訓練は、在宅復帰を目標に残された機能を生かし快適な生活が送るためには、どのような訓練が必要かリハビリテーション計画に基づいて提供致します。この計画は、医師を始め理学療法士・作業療法士と看介護職・管理栄養士等が協力して作成しますが、その際、ご本人・扶養者のご希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について同意・署名・捺印を頂きます。更に2週間後、3ヶ月毎に見直しをして上記と同様の手順で、同意・署名を頂きます。

集団訓練・個別訓練は原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

栄養マネジメント計画の立案及び実施・評価：

当施設での栄養サービスは、医師と管理栄養士が入所者全員の栄養状態を御一人ずつ評価し、更に各職種が栄養改善について話しあった結果に基づいて管理栄養士が栄養計画を立て、ご本人・扶養者に計画の内容について説明し、同意・署名を頂きます。この計画は3ヶ月毎に見直します。

医療・看護：

- ① 介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。しかし緊急時は、協力病院を受診して治療を受けて頂くことになります。
- ② 他の医療機関の受診を希望される場合は施設長にご相談をお願い致します。
介護老人保健施設では一部を除いて医療保険が適用せず医療に関する費用は当施設の負担となりますので、場合によっては一時退所して治療を受けて頂く事がありますことをご了承ください。

栄養サービス

管理栄養士により、栄養に富んだ美味しいメニュー作りを日夜努力しています。
季節によりさまざまな行事食を計画し、おやつは施設の手作りです。

- ① 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8時00分～9時00分

昼食 12時00分～13時00分

おやつ 15時00分

夕食 18時00分～19時00分

- ② 利用者の病状に応じた療養食を医師の指示により提供致します。

生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

- ① 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ② 理美容サービス
原則月1回実施しております。
- ③ 年間行事・レクリエーション・各種クラブ活動
毎月、何らかの行事を実施し季節感を味わって頂くと共に、レクリエーションや各種クラブ活動により、他の方との交流を楽しみながら趣味や創作活動と、めりはりのある毎日を送って頂きます。これも生活リハビリの一環として位置付けております。

退所時指導サービス：

在宅復帰のため退所される場合、入退所前後訪問指導や生活指導・健康管理・家屋改善など在宅療養に必要な事柄を指導致します。

相談援助サービス（要望及び苦情等の相談・個人情報保護に関する相談）：

当施設には支援相談の担当として支援相談員が勤務しています。

※施設の相談窓口 電話番号 092-691-8881 FAX番号 092-691-8887

担当者 松尾 和史

※各市町村役場の介護保険相談窓口

福岡市（東区）092-645-1069 （博多区）092-419-1081 （中央区）092-718-1102
（南区）092-559-5125 （城南区）092-833-4355 （早良区）092-833-4355
（西区）092-895-7066

粕屋町役場 092-938-2311 広域連合粕屋支部 092-652-3111

※公的団体の窓口（困難条件）

福岡市国民健康保険団体連合会 介護保険室 092-642-7859

※要介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談等窓口

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

<施設指導係>

TEL：092-711-7319 FAX：092-726-3328

<在宅指導係>

TEL：092-711-4257 FAX：092-726-3328

- ① 要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出頂くこともできます。

苦情等の処理体制 については以下の通りです。

施設長に報告し施設内検討会議を開き今後の対応・対策を検討いたします。

その結果は、入所ご本人やご家族にご説明し、ご了解を頂きます。

更に、全職員に通達の上、文書で回覧し周知徹底を図り再発防止に努めると共に内容によっては関係機関に報告し指導を受けます。

- ② 個人情報保護に関しては別紙にてご説明し、同意を頂きます。又個人情報保護に関するお問い合わせ、情報開示、訂正、利用停止については支援相談員にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

・ 名称 医療法人 貝塚病院
住所 福岡市東区箱崎 7 丁目 7-27

・ 名称 原土井病院
住所 福岡市東区青葉 6 丁目 40 番 8 号

・ 名 称 医療法人 八木厚生会 八木病院
住 所 福岡市東区馬出 2 丁目 21-25

・ 名 称 医療法人 輝栄会 福岡輝栄会病院
住 所 福岡市東区千早 4 丁目 14-40

・ 名 称 三善病院
住 所 福岡市東区唐原 4 丁目 18-15

・ 協力歯科医療機関

・ 名 称 山田歯科クリニック
住 所 福岡市東区箱崎 5 丁目 11-10-12

※緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用約款契約書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会時間は 10 時から 20 時です。各ステーションで面会簿にご記入下さい。
- ・ 外出・外泊は外出・外泊届を提出し施設長の許可が必要です。
- ・ 飲酒・喫煙は堅く禁止します。
- ・ 火気の取扱いは禁止です、特に火災防止上喫煙室以外での喫煙は禁止します。
- ・ 設備・備品の利用は無断で備品の位置又形状を変えることは出来ません。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは施設側の指示項目を尊重して頂きその旨申し出をお願い致します。
- ・ 金銭・貴重品は保持しないようお願い致します。紛失等について、当施設は一切責任を負うことはできません。なお、必要時お申し出頂ければ、事務所でお預かりすることはできます。ご相談下さい。
- ・ 外出・外泊時等の施設外での医療機関の受診はその旨施設長にご相談下さい。施設長が添書（紹介状）を作成致します。
- ・ 薬代・検査代等は一部を除いて医療保険が使えないため、当施設に請求されます。

- ・おやつを持ち込みについては、ご家族様面会時に食べ切りとなっております。
残った場合はお持ち帰りください。またご本人の病状によっては控え頂く場合もありますのでお持込の際は看護師へご連絡ご相談ください。
- ・宗教や習慣の相違などで他人を排撃したり、自己の利益の為他人の自由を侵すことは禁止します。
- ・ペットの持ち込みは禁止します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器（14）、補助散水栓（10）、非常照明、誘導灯、自動火災報知設備、避難用すべり台、
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しております。

7. 身体拘束について

当施設は、原則として利用者に対して身体拘束は致しません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、ご家族への十分な説明と共に「身体拘束理由書」に署名捺印して頂くと共に、施設長および各職種の職員で構成する「身体拘束検討委員会」を開催し改善計画を検討致します。

8. 事故発生について

利用者に事故が発生した場合は、速やかにご家族、市町村、支援事者に連絡報告すると共に応急処置、専門的な医学的対応などの必要な措置を講じます。更に関係機関・居宅事業者に報告し指導を受けます。当事者（発見者を含む）は、事故状況の正確詳細な介護記録記入と共に、事故報告書を作成します。

施設長は事故検討会議を開催し事故の原因の分析・改善策を検討、その結果を利用者及びご家族に報告致します。さらに結果は職員に通達の上、文書で回覧し周知徹底を図り再発防止に努めると共に、必要あれば関係機関に報告し指導をうけます。

9. 損害賠償について

- ① 当施設は、万が一の事故発生に備えて総合保障制度保険に加入しています。
通院、入院が必要な場合は、保険会社に報告し対応致します。
- ② 利用者の故意または重過失により、居室または備品について通常の保守、管理の程度を超える補修等が必要になった場合には、その費用は利用者及び扶養者が負担とします。

10. 病院(医療)受診及び入院時について

当施設は、介護保険で運営されております。入所中は医療保険の一部【医療受診（初診・再診）、画像診断】を除いて殆ど使用できません。入所中、ご利用者の症状の新

たな変化・心身状態の悪化により適切な医療が必要となった場合は、ご家族付き添いのもと医療受診して頂くこととなります。

※受診時の注意点

- ① 受診・入院にあたっては、当施設の医師の紹介状を受診病院へ持参して頂きます。
- ② 受診時の付き添いは原則としてご家族にお願い致します。
- ③ 緊急時の付き添いは原則としてご家族に連絡致しますが、ご家族を待たずに救急車にて搬送致します。その場合、当施設看護師が付き添いますが、病院搬送後、看護師がタクシーを利用して施設へ帰社する際のタクシー料金は、ご家族様へご負担頂きます。

1 1. 転倒について

当施設では職員一同、転倒がないよう十分配慮し介護に努めておりますが、転倒骨折等の発生を完全に防ぐことは不可能と考えられます。転倒時には、迅速に適切な対応を行います。転倒骨折等の発生が起こりえることは御承諾下さい。

1 2. 転棟・転室（部屋移動）について

当施設では、利用者の病状変化や同室者との関係により、転棟（2階⇔3階）・転室を行うことがあります。転棟・転室の折には、必ず事前に利用者・家族へ連絡いたします。

令和3年 4月 1日 改訂
令和3年 9月 1日 改訂
令和6年 9月 1日 改訂
令和7年 1月 1日 改訂
令和7年 2月 1日 改訂
令和7年 4月 1日 改訂
令和7年 9月 1日 改訂

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

家族氏名 _____ 印

(利用者との続柄 _____)